

○群馬県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令

昭和 35 年 5 月 7 日

本部訓令甲第 15 号

[沿革]

昭和 37 年 9 月本部訓令甲第 15 号、41 年 7 月第 11 号、43 年 3 月第 8 号、50 年 4 月第 8 号、62 年 3 月第 4 号、平成元年 3 月第 2 号、4 年 1 月第 1 号、13 年 3 月第 2 号、14 年 3 月第 4 号、21 年 9 月第 17 号改正

群馬県警察音楽隊の設置ならびに運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察音楽隊の設置及び運営に関する訓令

(設置)

第 1 条 警察本部（以下「本部」という。）に、群馬県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 音楽隊は、群馬県警察職員（以下「職員」という。）の士気を高揚し、情操を養うとともに、群馬県警察の効果的な広報活動を推進することを任務とする。

(編成)

第 3 条 音楽隊は、隊長、副隊長、楽長、副楽長及び隊員（カラーガードを含む。以下同じ。）をもって編成する。

(隊長及び副隊長)

第 4 条 隊長には警務部広報広聴課広報官を、副隊長には警務部広報広聴課課長補佐（広報担当）の職にある者をもって充てる。

2 隊長は、群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受け、音楽隊の統轄、教養訓練及び運営にあたる。

3 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督するとともに、隊長に事故があるときはその職務を代行する。

(楽長)

第 5 条 楽長は、音楽理論に精通し、かつ、音楽技術に優れ、隊員を指導及び教養する能力のある音楽隊員の中から、隊長が指名する者をもって充てる。

2 楽長は、隊長の指揮を受け、隊員を指揮監督するとともに、音楽隊の演奏技術の指導、教養及び演奏指揮に当たるものとする。

3 楽長は、副隊長をもって充てることを妨げない。

(副楽長)

第 6 条 副楽長は、演奏技術に優れ、隊員を指導及び教養する能力のある音楽隊員の中から、隊長が指名する者をもって充てる。

2 副楽長は、楽長を補佐し、楽長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

(隊員)

第 7 条 演奏を担当する隊員は、心身ともに健康な職員で、かつ、音楽に関する素養・素

質のある職員をもつて充てるものとする。

2 カラーガード隊員は、女子職員をもつて充てるものとする。

(隊員の遵守事項)

第8条 楽長以下の音楽隊員は、職責の特殊性を自覚し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 音楽隊の所定の教養、訓練及び各種演奏活動に積極的に参加すること。
- (2) 上司の指揮命令に従い、相互に協力して演奏技術の向上に努めること。
- (3) 他の音楽隊、楽団等に参加するときは、楽長を通じて隊長に届け出るものとする。

(楽器の保守管理)

第9条 音楽隊が所有する楽器の使用、保管その他管理については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 楽器は、汚損、亡失又は盗難等に係ることのないよう十分取扱いに注意しなければならない。
- (2) 楽器の汚損、亡失又は盗難等の事故があつたときは、当該事故の関係者は、速やかに楽長を通じて隊長に報告しなければならない。
- (3) 楽器は、常に良好な状態で使用することができるように整備しなければならない。
- (4) 楽器は、音楽隊の演奏活動のため持ち出すときのほかは、所定の場所に保管しなければならない。ただし、楽長の許可を受けたときは、この限りでない。

(視閲及び点検)

第10条 音楽隊は、年1回本部長の視閲を受けるものとする。

2 隊長は、常に音楽隊員の服装並びに楽器及びその他備品等の手入れ又は保管状況を点検するものとする。

(服装)

第11条 音楽隊員の服装は、別に定めるところによる。

(教養・訓練)

第12条 音楽隊は、各種演奏技術の向上を図るため、隊長が定める定期訓練及び必要により随時の特別訓練を行わなければならない。

(講師の嘱託)

第13条 音楽隊の演奏技術の向上を図るため必要があるときは、講師を嘱託することができる。

(派遣演奏)

第14条 音楽隊の派遣演奏は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 警察の主催する儀式、行事等に際し、必要があると認められる場合
- (2) 警察職員の士気を高揚し、又は情操を養うため必要があると認められる場合
- (3) 官公庁、公共団体等が主催する公共的な儀式、行事等に際し必要があると認められる場合
- (4) その他警察広報活動上必要があると認められる場合

(派遣申請)

第15条 警察部内において、音楽隊の派遣演奏を申請しようとするときは、音楽隊派遣申請書(別記様式)により、前月の20日までに本部長に申請しなければならない。

2 警察部外から音楽隊の派遣要請があつた場合は、前項の規定に準じて、儀式、行事等の主催者及び当該儀式、行事等の内容等を明らかにして速やかに本部長に上申しなければならない。

(運用上の留意事項)

第16条 音楽隊は、群馬県警察を代表する広報媒体であることから、群馬県警察全体の必要性にかんがみ、効果的な運用に配慮しなければならないものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年9月15日本部訓令甲第15号)

この訓令は、昭和37年9月10日から施行する。ただし、「監察官」を「監察課長」に改正する規定については昭和37年9月1日から適用する。

附 則 (昭和41年7月22日本部訓令甲第11号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和43年3月26日本部訓令甲第8号)

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日本部訓令甲第8号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日本部訓令甲第4号抄)

1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月16日本部訓令甲第2号)

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成4年1月22日本部訓令甲第1号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成13年3月15日本部訓令甲第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成13年3月23日から施行する。ただし、警務部総務課公安委員会室、警務部広報広聴課、生活安全部銃器薬物対策課、生活安全部地域課鉄道警察隊及び刑事部刑事総務課の設置並びに警務部総務課留置管理室、生活安全部保安課、生活安全部銃器対策課、生活安全部鉄道警察隊及び刑事部捜査第一課企画指導室の廃止に係る改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月15日本部訓令甲第4号)

この訓令は、平成14年3月20日から施行する。ただし、警務部総務企画課、警務部監察官室、生活安全部生活安全特別捜査隊、刑事部捜査第一課機動捜査隊及び交通部交通指導課暴走族対策室の設置並びに警務部総務課、警務部監察課及び刑事部機動捜査隊の廃止に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月25日本部訓令甲第17号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

別記様式 音楽隊派遣申請書